

令和5年度 事業計画

I.基本方針

人口減少、少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中、社会経済の活力を維持していくうえでは高齢者の就労が重要な課題とされており、働く意欲のある高齢者がその能力と経験を活かして年齢に関わりなく活躍できる環境整備が求められています。そして、高齢者に対して地域社会に密着した多様な業務を確保・提供し、会員の経済的な安定と生きがいの充実を図り、地域社会に貢献するとした重要な役割を担うシルバー人材センター（以下「センター」という。）に寄せる地域の期待は益々大きくなっています。

しかしながら、令和2年4月以降は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が大きく影響し、これまで増加傾向にあった会員数が下げ止まらない状況にあることから、当面、一日も早くコロナ前の水準（令和元年度数値）の会員数に回復させることを目標として取り組むこととします。

シルバー事業を取り巻く環境は年々複雑かつ多様化してきていますが、今後センターが高齢者の生きがい就業の提供元としての存在をより明確にしていくためには、地域社会の環境の変化に柔軟に対応し、会員の多種多様なニーズに応えながら地域社会の活性化に貢献し、センターに対するこれまでのイメージを払拭し、新しい時代に相応しいものに変革していくことが重要だと考えています。

当センターとしては、令和5年度においても、会員の拡大を核に捉えて、特に女性会員の拡大、企業退職予定者層に対するハローワークや市町村等関係機関への働きかけの強化、退会抑制、新しい生活様式に対応した多様な就業機会の開拓などを重点に、安全・適正就業に心がけるとともに、新型コロナ感染防止対策やフレイル予防等の健康維持についても適切な対応を図って参ります。

特に、国がポストコロナの新しい社会づくりで推進しているデジタル化の流れの中で、当センターはスマホを活用した業務連絡やホームページの Web 入会（*ホームページから事前に入会登録ができるサービス）・Web 受注（*ホームページから仕事の依頼を受けれるサービス）システム及び登録会員専用サイトでの就業情報の閲覧（受諾）等に取り組み、デジタル技術を最大限活用した利便性の向上と業務の効率化を図ります。また、それに伴いセンターに会員向けのデジタル相談窓口を設置する等、高齢者のデジタル技術活用への支援も積極的に行っていきたいと思えます。

令和5年10月から導入が予定されている消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）、個人事業者対象のフリーランス新法（仮称）の法制化の動きや契約方法の見直しへの動向についても、迅速かつ円滑で適切な対応が図られるよう国や関係機関の情報をこれからも注視していきます。

また、会員の高齢化及び草刈り・除草や剪定、農作業等の技能職群の後継者不足、就業時の事故やこころとからだの健康管理の対策等、直面するシニア就業の諸課題を整理・分析し、生涯現役社会の実現に向けたシルバー事業の取組として、できるところから一步一步着実に推し進めていきます。

令和5年度もシルバー事業に対する地域の期待に応じていくため、第5期中期計画のもと、次の5つの基本方針に掲げた具体的な事業実施計画の取組を会員・役員・事務局が一致団結し推進してまいります。

基本方針

- 1 会員増強と資質の向上
- 2 就業機会の確保
- 3 安全・適正就業の推進
- 4 普及啓発活動の強化
- 5 組織の活性化と運営体制の機能強化

Ⅱ.事業実施計画 ※アンダーラインは新規又は強化対策等の取組になります。

1 会員増強と資質の向上

- ① 新たな「ポイント制度」を活用した「会員ひとり新会員1人募集活動」に積極的に取り組めます。
- ② スマホから簡単に操作ができて、時間や場所を選らばずに閲覧、検討が可能なホームページのWeb入会システムを普及啓発することで、入会希望者の負担軽減を図ります。
また、構成市町村と連携した出張夜間入会相談会の充実を図ります。
- ③ 女性理事が中心の女性会員の会「いろどりの会」の活動を支援することで、女性会員が楽しく集えて、いきいきと活動できる居場所づくりに取り組み、女性会員の拡大につなげていきます。
- ④ 県シルバー連合会と連携した「高齢者活躍人材確保育成事業」を有効に活用して、新規入会を促進します。
- ⑤ 企業退職予定者層に対するハローワークや市町村等関係機関への働きかけを強化します。
- ⑥ 就業が困難になった会員も引き続き互助会・同好会活動や地域の社会奉仕活動に参加できるよう、ゴールド会員制度による退会抑制に取り組めます。
- ⑦ 「一人ひとりが当センターの代表です。」あいさつや言葉遣い、表情や態度、服装などの就業マナーの向上とプライバシーの遵守、丁寧で質の高い仕事をする
ことで、シルバー離れの抑止に努めます。

2 就業機会の確保

- ① ホームページのWeb受注システムを普及啓発することで、発注者の利便性を向上と会員の就業機会の確保に努めます。
また、理事と事務局職員による企業等への就業開拓訪問も継続して実施します。
- ② 会員一人ひとりが「就業開拓員」となり、新たなポイント制度を活用して就業機会の掘り起こしを行ないます。
- ③ 会員の多様な就業ニーズに応えるため、スマホを利用してセンターから提供する就業情報を閲覧（受諾）できるホームページの登録会員専用サイト（smile-

to-smile) を開設して、会員への仕事を分け合うことで就業機会の均一化と就業率の向上に努めます。

- ④ 男性の仕事、女性の仕事といった固定観念にとらわれず、さまざまな領域に女性会員の就業を普及させることがこれからのセンター運営には不可欠です。引き続き、女性の就業の場の確保と拡大に取り組みます。
- ⑤ 「独自事業」の開拓は、センターの活性化につながると同時に、そこに多種多様な仕事生まれる可能性や年齢を気にすることなく活躍できる場の創出となり得ることから、他のセンターの成功事例を参考に研究を進めます。

3 安全・適正就業の推進

- ① 安全推進委員会の指導のもと「自分の安全は自分で守る」という意識の醸成を図り、引き続き安全・適正就業対策推進の重点目標を「事故ゼロ」とし、安全・安心な働く場づくりを目指します。
- ② 安全推進委員会による危険予知訓練（KYT）を活かした講習会等を実施するとともに、地区班及び職群班長会議において、イ.安全ミーティングの完全実施、ロ.健康診断受診及び安全装備の使用徹底、ハ.作業前の体操・ストレッチの奨励、ニ.交通事故の防止等、会員の安全意識の向上と事故防止策の徹底など組織を挙げて安全対策を一層推進します。
- ③ 「生涯現役!」いつまでも健康で働き続けるために、地元市町村で行う特定検診等の受診を奨励するほか、これまでの「健康管理講習会」に加えてフレイル予防（*心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下の予防）講習など、産業医による会員の健康や衛生管理に取り組みます。
- ④ 高齢者の新型コロナ感染拡大防止に引き続き適切な対応を図ります。
- ⑤ 派遣運転業務及び就業現場への行き帰りの交通事故防止対策として、高齢者の交通安全講習会の開催や高齢者運転適性診断の受診を支援し、交通安全意識の向上に取り組みます。
- ⑥ 「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を遵守し、不適切な就業やシルバーの仕組みを崩す「会員のセンターを通さない就業」の根絶に努めます。
- ⑦ 当センターが実施している各種技能講習等により多くの会員が受講し即戦力として就業に結び付けられるよう、講習内容等の充実を図ります。

4 普及啓発活動の強化

- ① 地域社会の一員として、地元への感謝と奉仕の場並びにシルバーの活動をPRする場として、社会奉仕活動を継続して実施します。
- ② 構成市町村等関係機関が開催する各種交流イベント等に積極的に出展して、入会相談やセンター事業のPRを推進します。
- ③ 地域住民にシルバー事業活動を広く知ってもらうため、構成市町村と連携した広報紙や組合回覧文書並びにケーブルテレビやオフトーク通信及び地元新聞等を積極的に活用し、広域的な周知・広報宣伝活動を行います。
- ④ センター宣伝リーフレットを構成市町村や県等関係機関の窓口等に設置してもらうように配布します。また、「シルバーだより」等による会員への情報提供を

充実させます。

- ⑤ センターの情報、会員との業務連絡や就業情報の提供などのプラットフォームとして「スマホを利用したホームページづくり」を進めることで、タイムリーな状況把握と迅速な対応による業務の効率化を図ります。また、ホームページの活用によるシルバー事業の紹介や社会奉仕活動やイベント、互助会の親睦事業や同好会の活動状況をYoutube（*アメリカの企業。インターネットで音声付動画を自由に投稿・閲覧できるサービスを行う）等の動画で紹介し、魅力あるセンターづくりに取り組みます。そのための対応策として、今年度も会員対象のスマホ講習会を開催するとともに、センター事務局にデジタル相談窓口を設置して、会員のデジタル技術の習得を支援します。

5 組織の活性化と運営体制の機能強化

- ① 会員の自主的・主体的な運営の実現に向けて、理事会、委員会等のより効果的で機能的な組織づくりに取り組みます。
- ② 地域班や職群班はセンター機能の要として、会員同士の意思疎通を密にした班づくりを支援します。
- ③ 会員の生きがいの充実や仲間づくり、地域社会の活性化に貢献するため、地区懇談会や社会奉仕活動を通じて会員のための有意義な交流と親睦の場づくりに努めます。
- ④ 構成市町村からの公共事業の拡大と補助金の確保のため、理事者並びに議会議員との懇談会及び構成市町村担当課長会議を継続して開催し、センターの安定的な運営に向けての要請行動を行います。
- ⑤ 財政基盤強化として、自主財源及び補助金の確保に努めるとともに、PDCA（*計画・実行・評価・改善）サイクルによる事務事業の見直し等で、効率化と経費節減を図ります。
- ⑥ 消費税に係る適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、円滑な制度対応ができるよう、最新情報の提供など会員へのサポートに努めます。また、労働局では会員も個人事業者として位置づけているため、フリーランス新法（仮称）の法制化の動きや契約方法の見直しの動きに注視して適格に対応できるよう努めます。
- ⑦ 当センターの広域的な展開の拡充を図るため、現在センター未加入の大鹿村との協議を進め、センター未設置地域の解消に努めます。
- ⑧ 事務局体制の適正配置による効率化と各種研修会等に参加して職員に求められる知識と能力の研鑽に努めます。